

## 2020年11月27日現在 日本国籍 ビジネストラック（シンガポール編）の手続について

行程	手続き・ご準備内容	フォーマット	チェック	
日本国内 (渡航前)	1. 渡航申請	<p>① 同国受入企業等に邦人渡航者の代理として同国政府発行の【SafeTravel Pass】のオンラインでの申請依頼。</p> <p>② 同国政府から発行される【Approval letter】（電子媒体又は写し）を受入企業等から事前に受領。 <a href="https://safetravel.ica.gov.sg/japan/rgl/requirements-and-process">https://safetravel.ica.gov.sg/japan/rgl/requirements-and-process</a></p> <p>③ 邦人渡航者は受入企業（又は政府機関）に【SafeTravel ポータルサイト】への渡航後14日間の行動計画（Controlled Itinerary）を依頼。 ※ビジネス関係の少人数の食事を除き、食事は一人です。会議の人数は10名を限度とする。 ※同国への渡航にあたっては査証申請は不要。 ※日本では14日以上滞在したことが条件</p>	【SafeTravel Pass】	
	2. 検査証明取得等	<p>① 同国への渡航前14日間は日本に滞在。</p> <p>② 同国到着前3日間の内に、【SG Arrival Card】のウェブサイトを通じて同国移民検問長（Singapore Immigration and Checkpoints Authority）に対して渡航前の健康状態・渡航歴申告を提出（<a href="https://eservices.ica.gov.sg/sgarrivalcard/">https://eservices.ica.gov.sg/sgarrivalcard/</a>）。</p> <p>③ 日本出国前72時間以内にPCR検査を受け「陰性」であることを記載した※①検査証明を取得。「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿：TeCOT」記載※②医療機関限定。 医療機関に関しては、双日契約クリニックはすべて対象（2020年11月27日現在）</p>	<p>【SG Arrival Card】 <a href="https://www.ica.gov.sg/enteringanddeparting/entry_requirements/e-arrival-card">https://www.ica.gov.sg/enteringanddeparting/entry_requirements/e-arrival-card</a></p> <p>※①日本政府所定の検査証明フォーマット</p> <p>※②医療機関検索HP <a href="https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html">https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/top.html</a></p>	
相手国内 (渡航中)	3. 同国空港内	<p>① 入国審査時に事前に受け取っている【Approval letter】（電子媒体又は写し）を提示。</p> <p>② 入国時、空港にて自己負担でPCR検査を受診。</p> <p>③ PCR検査結果が「陰性」と判明するまで1～2日間、同国政府に申告した非住宿泊施設（個室が確保できるホテルやサービスアパートメント等）で自主隔離（他者との接触はできません）。 ※「陽性」判定だった場合、同国政府から直ちに医療措置の提供（費用は自己負担）。</p>	<p>【Singapore immigration】 <a href="https://safetravel.ica.gov.sg/health/on-arrival">https://safetravel.ica.gov.sg/health/on-arrival</a></p>	
	4. 同国内	<p>① 申告した滞り場所までは同国側受入企業等が提供する手段（公共交通機関不可）で移動。</p> <p>② 入国後14日間は事前に登録した行動計画（ビジネス関係の少人数の食事を除き、食事は一人です。会議の人数は10名を限度とする。）に従って行動。 <a href="https://www.tracetgether.gov.sg/">https://www.tracetgether.gov.sg/</a></p> <p>③ 同国受入企業等には滞在期間中の滞り場所から勤務先までの移動手段の確保を依頼。</p> <p>④ 滞り中は同国政府の【Trace Together】アプリを常時作動。</p> <p>⑤ 同国滞在期間は最大30日間。既に同国の長期滞在パス（EP等）保持者も同様。</p> <p>⑥ 日本への帰国前14日間検温の実施。 ※帰国14日前時点で相手国への渡航前の場合、日本滞在時点から検温が必要。</p> <p>⑦ 健康モニタリング（検温）の結果を帰国航空機内で配布される「質問状」に記述。</p> <p>⑧ 同国滞在が15日間以上となる場合且つビジネストラックを利用する場合、出国前72時間以内に現地政府が指定する医療機関でPCR検査を受検（要予約）。 ※受検時には既に発行済政府の【Approval letter】の提示が必要。 ※滞在期間が14日間未満の場合は同国出国前の検査は不要。</p> <p>⑨ 医療機関より「陰性」である検査証明を取得。</p>	【Trace Together】	
日本国内 (帰国後)	5. 日本国内空港内	<p>① 空港検疫にて機内配布の「質問書」及び※①「誓約書」・※②「本邦活動計画書」（いずれも写しで可）を提出すると共にシンガポール滞在が15日間以上の場合、検査証明（写し可）を提出。 <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003415.html">https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003415.html</a></p> <p>日本から渡航するものが、シンガポール滞在期間が7日以内の場合、帰国前に検査証明を取得するか、再入国時自費で検査を受けるか選択可能。</p> <p>② PCR検査受診。検査結果判明までは原則空港内で待機。</p>	<p>※①「誓約書」 <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003415.html">https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003415.html</a></p> <p>※②「本邦活動計画書」 <a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003415.html">https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003415.html</a></p>	
	6. 日本国内	<p>① 帰国後14日間は公共交通機関以外を利用。自宅等と勤務先の往復など、「本邦活動計画書」に基づき検疫所長が指定した場所以外には滞在又は移動禁止。</p> <p>② LINEアプリによる健康フォローアップ。</p> <p>③ 地図アプリによる位置情報保存。</p> <p>④ 接触確認アプリのインストール・利用（ビジネストラックでは誓約事項）。</p>	<p>②新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA） <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html</a></p> <p>③位置情報登録 <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/000652555.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/000652555.pdf</a></p>	